

技術者への適切な賃金水準の確保について（要請）

建設産業における技術者の育成・確保のためには、適切な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

この度、国が毎年度実施している給与実態調査結果に基づいて令和6年3月から適用する「設計業務委託等技術者単価」を改定したため、道としても同様に適用することとしたところです。

つきましては、引き続き、適切な賃金水準を確保し、技術者の更なる処遇改善を図るようお願いいたします。

記

1 技術者への適切な水準の賃金の支払いについて

公共工事の品質確保の促進に関する法律の基本理念にのっとり、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格での契約締結や、技術者への適切な水準の賃金の支払いを要請するなど、現場を支える技術者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めてください。

2 インフレスライド条項の適用等について

インフレスライド等の取扱いにより業務代金額が変更された場合は、元請業者と再委託業者の間で既に締結している委託契約の金額の見直しや、技術者の賃金水準の引き上げ等について、適切に対応してください。

3 法定福利費等の適切な支払と社会保険への加入徹底に関する指導について

受注時における適正な労務費（社会保険料の本人負担分を含む賃金）や法定福利費、法定外の労災保険の保険料等の確保に努めるほか、再委託業者に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促してください。その上で、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により再委託契約を締結してください。

4 若年入職者の積極的な確保について

若年労働者の賃金引上げと社会保険への加入徹底により、処遇改善を一層進め、若年入職者の確保を更に積極的に推進してください。

5 ダンピング受注の取り止めについて

ダンピング受注は再委託業者へのしわ寄せや技術者の賃金水準低下等につながりやすく、担い手の確保・育成を困難とするものであることから、適正な金額による契約締結を徹底し、ダンピング受注を厳に行わないよう、改めて徹底してください。

6 適正な工期設定に伴う必要経費の確保について

工期の設定に当たっては、適正な工期での委託契約を締結することに努めるとともに、適正な工期設定に伴い、労務費、法定福利費、安全衛生費などの必要経費にしわ寄せが生じないように、これらの費用を含んだ適正な業務代金による再委託契約を締結してください。

令和6年(2024年)2月27日

北海道建設部長 白石 俊哉